

第3回 都道府県説明会 自治体の取組事例の紹介

府における旧優生保護法補償金制度の広報周知について

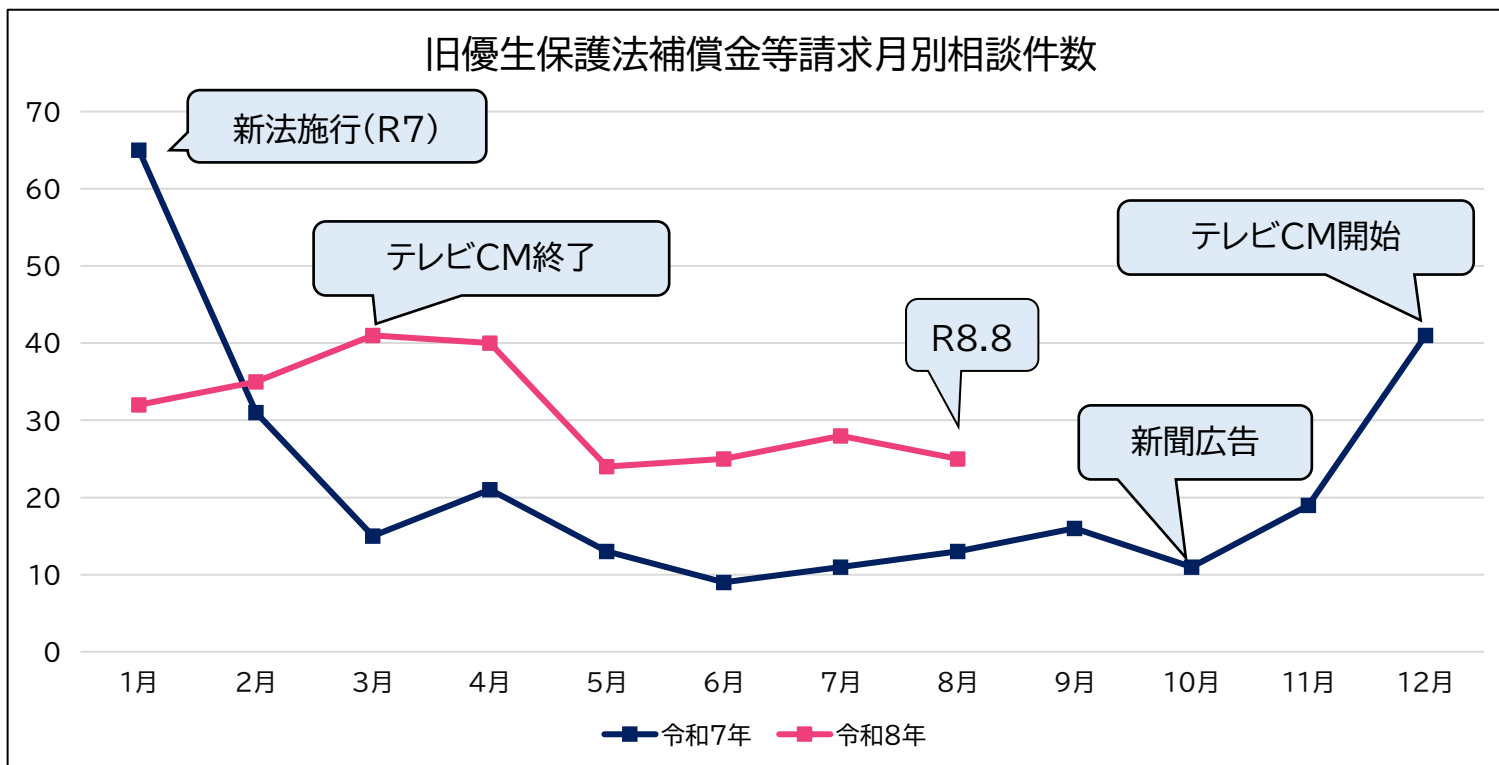


©2014 大阪府もずちゃん

大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課

旧優生保護法補償金等支給法事務相談・請求件数（大阪府）

<月別相談件数>



<相談等処理件数>（R7.1.17～R8.8.31）

- 相談件数：延べ507件
- 弁護士サポート受付状況：72件
- 請求件数：117件
- 認定件数：65件

R7年（R7.1.17～R7.8.31）
● 相談件数：170件

参考：（R7.1.17～R7.12.31）

● 相談件数：257件

前年同時期比較
約1.5倍

R8年（R8.1.1～R8.8.31）
● 相談件数：250件

■テレビCM

旧優生保護法のもと
優生手術
人工妊娠中絶などを
受けた方とご家族には、
法律により**補償金**などが
支給される可能性があります。



大阪府

テレビ大阪（主に府民が視聴）
R7.12.1～R8.3.31 350回放映

今年度は昨年度の取組に加え、対象者のご家族に向け動画配信サービスでのCM放送を予定

⇒ 対象者は全国におられるため、テレビCMを全国ネットで放送することが効果的と考える

R7年度 予算額：13,812千円 決算額：11,000千円

■新聞広告

旧優生保護法による 大阪府
優生手術・人工妊娠中絶 などを受けた方とご家族へ
法に基づき、補償金等が支給されます。まずは大阪府やこども家庭庁へご相談ください。

補償金	
対象者	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者 [死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪)]
支給額	〈本人〉1500万円 〈配偶者〉500万円(事実婚などを含む)

優生手術等一時金	人工妊娠中絶一時金
対象者	対象者
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方 (遺族からの請求はできません)	旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた本人で生存している方 (遺族からの請求はできません)
支給額 320万円	支給額 200万円

※上記の補償金を受給した場合にも支給されます。 ※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給されません。
※母体保護など、優生思想によらない理由のみにより、手術や人工妊娠中絶を受けた方は除く

請求書の作成や必要書類の準備等を弁護士が無料でサポートします。
ご希望の場合は、相談窓口へご連絡ください。利用申請書(兼同意書)の提出が必要です。

大阪府旧優生保護法補償金等に関する専門相談窓口

☎ 06-6944-8196 [受付時間] 9:00～18:00
☎ 06-6910-6610 月曜日～金曜日
☎ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp (土日祝日、年末年始を除く)

※来庁やオンライン、手話によるご相談も可能です。
希望される方は事前に相談窓口へご連絡ください。

くわしくは下記URLまたは
二次元コードよりご覧ください

大阪府 旧優生保護法

<https://www.pref.osaka.lg.jp/0100040/chikikansen/kyuyuseihogohou/index.html>

請求期限は令和12年1月16日まで

府民のみなさまへ 当事者と思われる方へ府の相談窓口をお知らせいただくなど、一人でも多くの対象者へ情報を届けられるよう御協力ください。

読売新聞、朝日新聞（大阪府内版）
R7.10.18掲載

■ ホームページでの手話動画



○その他：相談者への配慮

- ・相談窓口の案内に関する手話動画の作成
- ・相談窓口として専用電話、メール、FAXのほかに電話リレーサービスによる手話での電話相談
- ・Zoomを活用したオンラインによる面談や相談

■ ポスター、リーフレットによる周知

旧優生保護法による優生手術や人工妊娠中絶を受けた方とご家族へ

対象となる方は補償金等を受け取ることができます。

令和7年1月17日に「旧優生保護法補償金等支給法（以下、「法」という。）」が施行されました。法の前文では国会及び政府は、最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に関する方々を差別し、生命を不始にする手術を強制してきたことに關し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い執行し、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め、心から深く謝罪する旨が述べられています。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪する旨が述べられています。

補償金	
対象者 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者 （死亡している場合はその遺族配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、養父又は養母） 支給額 本人 1500万円 配偶者 500万円（事実婚などを含む）	優生手術等一時金 対象者 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方 （遺族からの請求はできません） 支給額 320万円 ※上記の補償金を受給した場合にも支給されます。
人工妊娠中絶一時金 対象者 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた本人で生存している方 （遺族からの請求はできません） 支給額 200万円 ※上記の優生手術等一時金を受給した場合には支給されません。	

※母体保護など、優生思想によらない理由のみにより、手術や人工妊娠中絶を受けた方は除く

！ 請求書の作成や必要書類の準備等を弁護士が無料でサポートします。
ご希望の場合は、下記の相談窓口へご連絡ください。利用申請書（兼同意書）の提出が必要です。

府民のみなさまへ **請求期限 令和12年1月16日**

まずは大阪府やこども家庭庁へご相談ください

大阪府旧優生保護法補償金等請求受付・相談窓口	こども家庭庁旧優生保護法補償金等相談窓口
☎ 06-6944-8196 ☎ 06-6910-6610	☎ 03-3595-2575 ☎ 03-3595-2753
✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp	✉ kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp
🕒 月曜日から金曜日 9:00～18:00 （土日祝、年末年始を除く） 手話による相談も可能です。（事前予約必要） 府ホームページはこちら→	🕒 月曜日から金曜日 10:00～17:00 （土日祝、年末年始を除く） 府ホームページはこちら→

R6年度（新法施行後）

- ポスター 約23,000枚リーフレット 約81,000枚
（関係団体経由医療機関・福祉施設・交通機関へ配布）

R7年度

- ポスター 約23,000枚、リーフレット 約78,000枚
（関係団体経由医療機関・福祉施設・交通機関へ配布）